

平成27年度に特許庁が達成すべき目標に対する実績評価について

1. 特許・実用新案

① 審査期間

【平成27年度の目標】

平成27年度に一次審査が行われる案件の一次審査通知までの平均期間について11か月を切る。

平成27年度に審査終了する案件の権利化までの平均期間について16か月を切る。(出願人が制度上認められている期間を使って補正等を行うことによって特許庁から再度の応答等を出願人に求めるような場合等を除く。)

【実績及び評価】

- ・ 一次審査通知までの平均期間については9.7か月となった。
- ・ 審査終了する案件の権利化までの平均期間については15.0か月となった。

② 審査の質

【平成27年度の目標】

産業構造審議会知的財産分科会審査品質管理小委員会報告書(平成27年度早期にとりまとめ予定)を踏まえつつ、例えば、審査の質に関するユーザー評価調査やユーザーとの意見交換の充実等、審査の品質管理において取り組むべき事項を定め、審査の品質管理システムを強化する。

【実績及び評価】

- ・ 審査の質に関するユーザー評価調査やユーザーとの意見交換の充実等の改善提言が盛り込まれた「審査品質管理小委員会報告書(平成27年4月とりまとめ)」を踏まえつつ、特許庁が「審査の品質管理において取り組むべき事項(平成27年度)」(平成27年4月28日)を定め、その取組を実施した。平成27年度末の審査品質管理小委員会(平成28年3月28日)では、ユーザーとのコミュニケーションの機会が拡充されている等の評価を受けた。

2. 意匠

① 審査期間

【平成27年度の目標】

平成27年度に一次審査が行われる案件の一次審査通知までの平均期間について6.3か月を切る。(国際意匠登録出願の場合を除く。)

平成27年度に審査終了する案件の権利化までの平均期間について7.5か月を切る。

(国際意匠登録出願、出願人が制度上認められている期間を使って補正等を行うことによって特許庁から再度の応答等を出願人に求めるような場合等を除く。)

【実績及び評価】

- ・ 一次審査通知までの平均期間については6.1か月となった。
- ・ 審査終了する案件の権利化までの平均期間については6.9か月となった。

② 審査の質

【平成27年度の目標】

産業構造審議会知的財産分科会審査品質管理小委員会報告書(平成27年度早期にとりまとめ予定)を踏まえつつ、例えば、審査の質に関するユーザー評価調査やユーザーとの意見交換の充実等、審査の品質管理において取り組むべき事項を定め、審査の品質管理システムを強化する。

【実績及び評価】

- ・ 審査の質に関するユーザー評価調査やユーザーとの意見交換の充実等の改善提言が盛り込まれた「審査品質管理小委員会報告書(平成27年4月とりまとめ)」を踏まえつつ、特許庁が「審査の品質管理において取り組むべき事項(平成27年度)」(平成27年4月28日)を定め、その取組を実施した。平成27年度末の審査品質管理小委員会(平成28年3月28日)では、ユーザーとのコミュニケーションの機会が拡充されている等の評価を受けた。

3. 商標

① 審査期間

【平成27年度の目標】

平成27年度に一次審査が行われる案件の一次審査通知までの平均期間について4.2か月を切る。(新しいタイプの商標の商標登録出願案件を除く。)

平成27年度に審査終了する案件の権利化までの平均期間について6.2か月を切る。(新しいタイプの商標の商標登録出願案件、出願人が制度上認められている期間を使って補正等を行うことによって特許庁から再度の応答等を出願人に求めるような場合等を除く。)

【実績及び評価】

- ・ 国際出願等による出願件数の増加(対前年比11.5%増、うち国際出願26.1%増)、新しいタイプの商標登録制度への対応により、一次審査通知までの平均期間については4.3か月となった。
- ・ 審査終了する案件の権利化までの平均期間については5.8か月となった。

②審査の質

【平成27年度の目標】

産業構造審議会知的財産分科会審査品質管理小委員会報告書（平成27年度早期にとりまとめ予定）を踏まえつつ、例えば、審査の質に関するユーザー評価調査やユーザーとの意見交換の充実等、審査の品質管理において取り組むべき事項を定め、審査の品質管理システムを強化する。

【実績及び評価】

- ・ 審査の質に関するユーザー評価調査やユーザーとの意見交換の充実等の改善提言が盛り込まれた「審査品質管理小委員会報告書（平成27年4月とりまとめ）」を踏まえつつ、特許庁が「審査の品質管理において取り組むべき事項（平成27年度）」（平成27年4月28日）を定め、その取組を実施した。平成27年度末の審査品質管理小委員会（平成28年3月28日）では、ユーザーとのコミュニケーションの機会が拡充されている等の評価を受けた。

4. 審判

① 審理期間

【平成27年度の目標】

特許拒絶査定不服審判の平均審理期間（前置審査に係る事件は、審理可能となってからの期間）について、特許異議申立制度の導入による審理事件増に対応しつつ、平成27年度末に12.6か月を切る。

意匠拒絶査定不服審判の平均審理期間について、平成27年度末に6.0か月を切る。

商標拒絶査定不服審判の平均審理期間について、平成27年度末に6.5か月を切る。

【実績及び評価】

- ・ 特許拒絶査定不服審判の平均審理期間は平成27年度末に12.0か月となった。
- ・ 意匠拒絶査定不服審判の平均審理期間は平成27年度末に5.9か月となった。
- ・ 商標拒絶査定不服審判の平均審理期間は平成27年度末に6.3か月となった。

② 審判事例の分析・公表

【平成27年度の目標】

審判の機能強化を図る観点から、ユーザーや法曹を交え、重要な審決について20件以上分析を行い、その結果を公表し、審判実務に活かす。また、分析の対象とした審決については、全件の英語翻訳文を公表する。

【実績及び評価】

- ・ 20件の重要な審決についてユーザーや法曹を交えて分析を行い、その結果を公表す

るとともに、審判官に周知することで、審判官の判断の視野を広げ、公平・柔軟な審理能力の向上に活かした。また、分析の対象とした審決全件の英語翻訳文を公表した。

5. 方式・システム・公報

① 出願書類の方式審査

【平成27年度の目標】

オンライン出願書類の方式審査のうち、意匠・商標は受付から即日、特許は受付から4日で処理を行うとする。（不備のある場合で出願人に補正を求める場合等除く。）

※ なお、特許については平成29年度に、情報システムの完成をもって受付から即日の処理となる見込み。

【実績及び評価】

- ・ 意匠・商標は受付から即日、特許は受付から4日で処理を行った。

② 特許権等の移転登録

【平成27年度の目標】

法令を遵守しつつ迅速な移転登録を実現するため、受付から登録原簿への登録までの期間を、全件10日以内とする。

【実績及び評価】

- ・ 全件10日以内に登録原簿への登録を行った。

③ 電子出願システムの安定稼働

【平成27年度の目標】

電子出願を24時間365日安定的に受け付ける。（システムのメンテナンス時間を除く。）

【実績及び評価】

- ・ 電子出願を24時間365日安定的に受け付けた。（システムのメンテナンス時間を除く。）

④ 特許公報の発行

【平成27年度の目標】

産業財産権の権利内容（技術範囲）を速やかに公示することを通じ、特許権の早期安定化等に資するため、特許公報を登録日から原則として5週間で発行する。

【実績及び評価】

従来は、登録日から約7週間で特許公報を発行していたところ、公報の発行回数を増加させることにより、平成27年度に全67回発行した公報のうち、年度末に発行した8回分については、すべて登録日から5週間以内での発行を実現した。

6. 中小企業支援等

【平成27年度の目標】

① 中小企業等の発明の保護・利用の促進

知的財産に関する問い合わせ及び相談に際しては、知財総合支援窓口や営業秘密・知財戦略相談窓口（平成27年2月に独立行政法人工業所有権情報・研修館に新設）において、事業者等からの要望に応じ、事業化支援等を行う関係機関と協力するとともに、相談品質の一層の向上を図るため、顧客満足度調査や弁護士・弁理士等の相談対応者への課題調査を実施する。また、権利化及び秘匿化を求める企業の事業戦略を踏まえて中立的な相談を行う。

【実績及び評価】

- ・ 知財総合支援窓口や営業秘密・知財戦略相談窓口が、中小企業基盤整備機構やよろず支援拠点等支援機関と中央・地域（経済産業局単位）・県それぞれのレベルで連携し、事業化支援や権利化・秘匿化に関する支援を行った。
- ・ 知財総合支援窓口における顧客満足度調査を実施するとともに、弁護士・弁理士等専門家約300名を対象に課題を調査し、その結果を相談体制、備品の見直し等に反映することで、窓口サービス全体の向上に活かした。

② 海外情報の収集・提供

【平成27年度の目標】

主要国の知的財産に関連する政策動向を広く収集し、その結果を民間に積極的に提供する。

【実績及び評価】

- ・ ジェトロ海外事務所等に配置した知財専門家（配置先を7箇所から9箇所に増加）や各国知財庁からの情報収集、各国制度の比較調査研究を通じて、主要国の知財に関連する政策動向を広く収集するとともに、調査研究の結果をホームページ上（新興国等知財情報データバンク）に掲載して国ごとに閲覧可能とするなど、収集した情報を民間に積極的に提供した。

【平成27年度目標に対する全般的な評価】

平成27年度の実施庁目標は、概ね達成され、着実な取組が実施された。平成28年度においても、目標達成に向け、引き続き一層の努力を行う。